

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告  
下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第  
245条第4項の規定により、公告します。

令和7年3月25日 大阪法務局 筆界特定登記官  
記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和6年第214号
対象土地	堺市堺区北丸保園3番1
	同所 2番2